



障害福祉サービス

あきつ園「短期入所」重要事項説明書



社会福祉法人習愛会 あきつ園

〒275-0025

千葉県習志野市秋津3丁目4番2号

TEL 047-451-3315

FAX 047-451-3700

e-mail info@akitsuen.jp

HP <http://www.akitsuen.jp>





あきつ園があなたに対する障害福祉サービス(短期入所)の提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて説明すべき内容は次の通りです。

I 事業者の概要

経営事業者の名称	社会福祉法人習愛会（しゅうあいかい）
法人所在地	千葉県習志野市秋津 3 丁目 4 番 2 号
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 大塩幸雄（おおしおゆきお）
TEL・FAX	TEL 047-451-3315 FAX 047-451-3700 夜間専用連絡先 080-3387-8769
法人設立年月日	平成 11 年 7 月 1 日

II 事業の目的と運営の方針

事業の種類	障害福祉サービス 短期入所（単独型）
事業の目的	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づいた短期入所において、介護を行う者の疾病その他の理由により、居宅において一時的に介護を受ける事が困難となった利用者に対し、身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の日常生活に必要な支援を適切かつ効果的に行い、利用者の心身の機能の維持、介護を行う者の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。
事業所の名称	あきつ園
理事長（管理者）	大塩幸雄（おおしおゆきお）
施設長	金子 隆（かねこたかし）
事業所の所在地	千葉県習志野市秋津 3 丁目 4 番 2 号
TEL・FAX	TEL 047-451-3315 FAX 047-451-3700
開設年月日	平成 12 年（西暦 2000 年） 4 月 1 日
事業開始年月日	平成 29 年（西暦 2017 年） 7 月 1 日
利用定員	1 日当たり 3 名
事業の実施地域	習志野市内全域
主たる対象	18 歳以上の知的障害者 ※障害特性に応じたサービスの専門性確保のため
<運営の基本方針>	
(1) 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重した、利用者の立場に立った適切な短期入所を提供し、利用者の必要な時にサービスの提供ができるよう努めるものとする。	
(2) 短期入所の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。	
(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。	

Ⅲ 事業所の概要

(1) 建物及び居室

建物	構造	鉄筋コンクリート造 2階建 (2階部分 短期入所専用スペース)
	延べ床面積	70.83 m ²
居室	居室 1	12.15 m ² (利用定員 1名)
	居室 2	20.16 m ² (利用定員 2名)

(2) 主な設備

設備の種類	室数	面積	1人当たり面積	備考
居室 1 (冷暖房)	1	12.15 m ²	12.15 m ²	ベッド 1台+寝具 収納 照明 カーテン
居室 2 (冷暖房)	1	20.16 m ²	10.08 m ²	ベッド 2台+寝具 収納 照明 カーテン
台所・食堂・リビング (冷暖房)	1	24.75 m ²		冷蔵庫 オープン 電子レンジ 食器棚 収納棚 照明 カーテン 非常用ブザー ダイニングテーブル・イス テレビ
洗面所	1	3.68 m ²		洗濯機 収納棚 混合栓洗面台
浴室	1	3.88 m ²		ユニットバス 可動式シャワー 手すり
トイレ	1	1.62 m ²		洋式便座暖房付 ウォシュレット
収納 (居室 1)	1	2.16 m ²		押入 下部床の間
収納 (居室 2)	1	2.43 m ²		押入 2段

※厚生労働省令の定める施設・設備の指定基準を遵守しています。

(3) 職員体制

職種	常勤	非常勤	仕事の内容
統括施設長 (管理者)	1		事業所全般の管理・運営、利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う 法令遵守に必要な指揮命令
施設長	1		事業所全般の管理・運営、業務の実施状況の把握等管理者の補佐 また、管理者に事故ある時の職務代行
サービス管理責任者	1		従事者に対する介護及び支援技術指導、サービス全般の統括・指揮監督
短期入所担当生活支援員	1		利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握、利用者及び家族等からのサービス利用に係る相談支援及び必要な支援を行う
相談支援専門員	1		利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握、利用者及び家族等からのサービス利用に係る相談支援を行う
生活支援員	19		利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じた入浴・排泄・食事の介護に関する必要な支援を行う
看護師		2	利用者の診療の補助及び看護、支援にあたる職員の保健衛生管理を行う
事務員	2	1	庶務及び会計、その他の必要な事務を行う
医師 (非常勤嘱託)		2	利用者及び職員に対する、定期的及び緊急時の診療・健康管理を行う
合計	26	5	

※職員は障害福祉サービスあきつ園 (生活介護) と兼務し、一体的運営を行います。

(4) 勤務体制

職種	勤務時間
管理者、施設長、サービス管理責任者、事務員	8 : 25 ~ 17 : 10
生活支援員、相談支援専門員、短期入所担当生活支援員	16 : 00 ~ 翌朝 9 : 00 宿泊
	8 : 25 ~ 17 : 10 日中
臨時的任用職員 (看護師、事務員)	9 : 30 ~ 15 : 00
	13 : 30 ~ 19 : 00
医師 (嘱託医師)	必要に応じて

IV 事業所サービスの概要

(1) 営業日及びサービス提供日

日曜日～土曜日（ご利用ができない日もございます）

但し、障害福祉サービス事業所あきつ園の指定する休業日を除く。

営業時間及びサービス提供時間

宿 泊 午後4時00分～翌朝 午前9時00分

日中活動 午前9時00分～午後4時00分

但し、日中活動は利用者の希望する日中活動サービスを利用する

(2) 日課表

時間	内容	平日	時間	内容	土・日・祝日
6:30	起床	洗面・着替え・健康観察		自由起床	洗面・着替え 健康観察・休憩
7:30	朝食	歯磨き・休憩・準備	7:30	朝食	
8:45	通所	就労・通所等 利用者の選択する 日中活動サービスを利用	9:00	余暇活動	休日余暇活動は、利用者の選択する日中活動サービスの利用も可能です
9:00	日中活動		12:00	昼食	
(12:00)	(昼食)			余暇活動	15:00 ティータイム
16:00	短期入所へ	休憩・ティータイム	17:00		自由時間
17:00					
18:00	夕食	自由時間	18:00	夕食	自由時間
19:00					
20:00	入浴	歯磨き・就寝準備等	20:00	入浴	歯磨き・就寝準備等
21:00					
22:00	消灯		22:00	消灯	

V サービス提供の具体的内容

1 サービスの具体的内容

サービス区分	具体的サービス内容
食事の提供	美味しく栄養バランスのとれた食事内容で、楽しい食事の時間を提供し、一人一人に応じた必要な介助と支援を行います
入浴又は清拭	ゆとりある毎日の入浴時間を確保し、衛生的且つ安全な入浴環境を整え、心身共に気持ち良く生活できる身体の清潔を保ちます
身体等の介護	利用者の身体機能を最大限に活用し、身体状況に応じた適切な介助と支援、ゆったりとした生活時間・明るく家庭的な環境を提供します
機能訓練	身体の状況、障害の特性に応じた必要な機能訓練を行います
生活相談	日常生活全般に関する相談に対応し、安心して生活できるよう支援します
健康管理	生活上の保健衛生に留意し、感染症予防を徹底します。服薬の管理及び日々の健康管理に努めます 医療機関との連絡調整等、健康保持に必要な支援を行います
送迎サービス	必要に応じて、自宅又は他のサービス事業所からあきつ園間の送迎サービスを提供します ご希望の添えない場合もございます。

2 利用申込

原則として、利用希望日の前々月 1 日から 6 日の午後 5 時までが受付期間となります。

所定の申込用紙をご提出ください。

連続する利用日が翌月にわたる場合は、利用期間の初日の前々月が申込み月となります。(FAXも可)
利用理由等を考慮し、調整した後、個々にご連絡(利用前々月 15 日までに)させていただきます。

***緊急時の利用、空床分の利用申し込みは、
随時受け付けます。お気軽にお問い合わせください。**

3 利用料金(利用者負担金)

あきつ園<短期入所>のご利用にあたり、お支払いただく利用料は次のとおりです。

(1) 障害福祉サービス利用負担

利用者本人又は扶養義務者に対して市町村長が定めた額

(2) 障害福祉サービス対象外サービス利用料金

① 食事の提供に係る費用

(ア) 1 日につき 1,635 円(うち食材料費 1,155 円、管理費等 480 円)

(イ) 朝食 1 食につき 375 円(うち食材料費 275 円、管理費等 100 円)

(ウ) 昼食 1 食につき 535 円(うち食材料費 385 円、管理費等 150 円)

(エ) 夕食 1 食につき 725 円(うち食材料費 495 円、管理費等 230 円)

※障害福祉サービス受給者証における食事提供加算の対象者に該当する場合は、1 日につき食事提供体制加算に係る利用者負担額が軽減されます。(食材料費のみの費用負担となります。)

② 居室に係る光熱水費 1 日につき 110 円

③ 日用品費 1 日につき 110 円

④ その他日常生活において通常必要となるものに係る費用

⑤ 事業の実施地域を越えて必要に応じて送迎サービスを行う場合の費用

※送迎サービスは、ご希望に添えない場合もございます。予め、ご了承ください。

(ア) 事業所から片道 2 キロメートル未満 100 円

(イ) 事業所から片道 2 キロメートル以上 (ア)に加え 2 キロメートルを超えるごとに 100 円

(3) 利用料金の支払方法

- ① (1)(2)における利用料金合計額の請求書を、翌月 10 日までに利用者へ送付します。
- ② 当月の利用料金の合計額を、翌月 20 日までに口座振替により支払います。
- ③ 利用料金の支払いを受けた時は、通帳の印字をもって領収書とします。なお、必要に応じて領収書も発行します。
- ④ 口座振替による支払いが不履行の場合は、同振替月の末日までに、現金にて支払います。
- ⑤ 自立支援給付の給付費については、福祉サービスの対価として利用者に代わり事業者が市町村より代理受領します。
- ⑥ 福祉サービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ます。

4 利用の中止・変更・利用料金の取消料（キャンセル）について

（１）利用の中止・変更について

- ① 利用初日の健康状況により、静養・通院・加療が必要であると認められた場合。
また、利用者が利用期間中において、利用の中止・変更を希望した場合。
 - ② 利用期間中に利用者の体調が変化し、利用の継続が困難と事業者が判断した場合。
 - ③ 自己又は他の利用者の生命や健康に影響を与えられる場合。
- 上記の場合、ご家族に確認・連絡の上、速やかに主治医又は協力医療機関等に連絡をとる等、適切且つ必要な措置を講じます。また、利用料金は、利用日までの日数を基準に計算します。

（２）利用料金の取消料（キャンセル料）について

- ① 利用者がサービス利用の取消（キャンセル）又は変更をする場合は、利用予定日前日までに当事業所（あきつ園 Tel 047-451-3315）へご連絡をお願いします。但し、利用日前日があきつ園休業日に該当する場合は、利用予定日前の直近営業日午前中までにご連絡ください。
- ② なお、サービス利用の取消（キャンセル）又は変更する場合、次のとおり取消料（キャンセル料）を請求させていただきます。

利用料	利用予定日当日 15 時までにご連絡の場合取消料（キャンセル料）は不要です。
	食費については調理をした段階で食材料費相当額を請求させていただきます。 （夕食のみ調理した場合、夕食分のみの請求）
	食事またはお風呂に入った時点で一日分の利用料請求、また夜 12 時を超えた時点で 2 日分の利用料を請求させていただきます。

※光熱水費及び日用品費は利用した日数分請求させていただきます

5 サービス実施の記録及び情報の管理・開示

（１）サービス実施記録の確認

事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容を記録し、利用者にもその内容をご確認いただけます。内容に、誤りやご意見がございましたら、いつでもお申し出ください。

（２）情報の管理・開示

サービス提供ごとの記録は、サービスの提供日から 5 年間保存します。記録や情報は適切に管理し、利用者の求めに応じて、その内容を開示します。また、利用者が他の障害福祉サービス事業所等を利用される場合には、その事業所に対して、利用者の必要な情報を提供する場合があります。

6 保健医療サービス

サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めます。当事業所における嘱託医及び協力医療機関は次のとおりです。

	医療機関名	医師氏名	診療科
嘱託医	習志野クリニック	木村隆興（きむらたかおき）	内科
嘱託医	三橋病院	三橋司（みつはしつかさ）	精神科
協力医療機関	かすみクリニック	堀部和夫（ほりべかずお）	内科・消化器科・外科・整形外科

7 緊急時の対応

短期入所サービスの提供を行っている時、利用者に病気又は負傷等があった場合及び身体状況に急変が生じる等緊急時には、家族へ連絡すると共に速やかに主治医等医療機関への連絡を行い、必要な措置を講じます。

8 非常災害対策

防災設備	自動火災通報装置 自動火災報知設備 専有スペース出入口扉（防火仕様） 誘導灯 消火器 ガス漏れ検知器 夜間警備設備通報用緊急ブザー カーテン防災製
消防設備管理	定期保守点検：年 2 回（内、消防への届出 年 1 回） 防火管理者：金子隆

事業所は、非常災害に関する具体的計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知すると共に、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

9 虐待防止及び禁止

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待及び差別の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。
- 2 短期入所の利用者に対し、あらゆる場面での介護及び支援において、従業員は利用者に対する虐待及び差別に当たる行為を行いません。
- 3 従業員は、利用者に対する身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待等の防止、所持する年金等の流用、財産の不当な処分等の防止に努めます。
- 4 利用者の人権擁護、虐待及び差別の防止等の為、定期的研修や倫理綱領等を通して、職員の人権意識を高め、知識や技術の向上に努めると共に、利用者の権利擁護に取り組む環境を構築します。
- 5 虐待の早期発見、虐待及び差別の防止に関する普及・啓発活動に努め、利用者の権利擁護の為、あらゆる機会を通じて、家族会、近隣関係者、関係諸機関等との連携を図り、情報交換を緊密に行います。
- 6 虐待及び差別と思われる行為があった場合、或いは虐待及び差別に関する情報提供があった時は、速やかに利用者の安全を最優先に確保し、適切な対応を図ります。また、その後の支援が適切に行われるよう改善計画を作成し、再発の防止に努めます。
- 7 第三者委員制度や苦情解決制度の活用による必要な体制の整備を行うと共に、苦情解決に関する規程に基づき、関係諸機関への連絡を行い、利用者の権利が擁護される措置を講じます。

10 苦情等解決の体制・申立先

- 1 提供した短期入所に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- 2 提供した短期入所に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が、また、法第 11 条第 2 項又は法第 48 条第 1 項の規定により千葉県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは短期入所事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、利用者またはその家族からの苦情に関して市町村又は、千葉県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は、千葉県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。
- 3 社会福祉法第 83 条（昭和 26 年法律第 45 号）に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力します。

苦情解決体制	責任者	統括施設長 (管理者)	大塩幸雄 (おおしおゆきお)
苦情相談窓口	受付担当者	事務員	齋藤俊太 (さいとうけんた)、鷲坂公美子 (さぎさかくみこ)
		時間 9:00~17:00 (土曜・日曜・祝日・休業日除く) Tel 047-451-3315 Fax 047-451-3700 玄関に苦情受付箱を設置してありますのでご利用ください	
	第三者委員	氏名	刑部行典 (ぎょうぶゆきのり)
		住所	船橋市西船 2-20-6-105
		連絡先	047-435-3256
		氏名	石黒俊行 (いしぐろとしゆき)
住所	習志野市秋津 1-4-3-404		
連絡先	047-453-3736		
千葉県運営適正化 委員会	所在地 連絡先	千葉市中央区中央港 4-5 千葉県社会福祉センター内 TEL 043-246-0294	

* 令和2年4月13日 あきつ園 (短期入所事業) は特定非営利活動法人コミュニティケア街ねっとによる第三者評価を実施。結果については WAMNET に公表しています。

11 個人情報保護

事業所は、利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。

<守秘義務>

- ① 事業者及び職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及び家族等の秘密を保持し、正当な理由なく第三者に漏らすことはありません。この義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ② 事業者は職員に対して、退職等の事由により事業所を去った後においても、利用者及び家族等の情報について保持すべき旨を、職員との雇用契約に盛り込み、必要な措置を講じます。

<個人情報の保護>

事業所はサービス提供を行う上で、他の障害福祉サービス事業所及び医療機関等との連絡調整が必要となった場合並びに市町村等の関係機関に情報提供を要請された場合は、あらかじめ文書 (「個人情報使用同意書」) により利用者及びその家族の同意を得るものとします。

12 事故発生時の対応

事業所は、サービスの提供に際し、利用者の生命・身体・財産の安全・確保に最大限の配慮に努めます。サービスの提供時に事故が発生した場合は、速やかに家族等に連絡するとともに、行政機関へ報告する等、必要な措置を講じます。

社会福祉事業者総合保険に加入しており、利用者が管理下において、事故に遭った場合には、加入保険の対象範囲内で保証し、誠意をもって対応いたします。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名称	社会福祉事業者総合保険
補償の概要	サービス利用時における傷害事故補償・賠償責任補償

13 利用における留意事項とお願い

利用者は、短期入所を利用する際、次に掲げる事項に留意して下さるようご協力をお願いします。

- ① 事業所内における火気の取扱いに関すること（事業所内及び敷地内は禁煙です）
- ② 事業所の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱要領に従い、設備等を破損することのないよう、安全性の確保にご協力ください
- ③ 喧嘩、口論、泥酔等、他人の迷惑となる行為に関すること
- ④ 事業所の秩序、風紀を維持し、安全衛生を保つこと
- ⑤ 施設内へのペット(犬・猫等)の持ち込みはご遠慮ください
- ⑥ 利用者の思想・信教は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動・政治活動及び営利活動はご遠慮ください
- ⑦ 貴重品につきましては、利用者の責任において管理していただきます。自己管理が難しい場合は、貴重品を持ち込まないようご協力をお願いします。

14 協議事項

あきつ園短期入所事業の利用に当たり、本重要事項説明書及び利用契約書に定めのない事項につきましては、関係法令に従い、利用者・家族・後見人・事業者が信義を持って誠実に協議した上で決定します。

当事業所「あきつ園」は、障害福祉サービスの提供にあたり、上記のとおり重要事項について説明しました。

名 称 社会福祉法人習愛会 あきつ園
所在地 千葉県習志野市秋津 3 丁目 4 番 2 号
代表者 理事長兼統括施設長（管理者） 大 塩 幸 雄